

平成30年 第3回総会・会議録

1. 日 時 平成30年3月9日(金) 午前10時～10時25分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (16名)

2番 森上 恵美香 3番 間 勉 4番 川江 秀孝

5番 永津 てるみ 6番 大迫 正勝 7番 大川 國保

8番 村上 護 10番 井手尾 秋義 11番 八木田 経二

12番 岩谷 紀尚 14番 古海 博 15番 濱中 興三

16番 稲光 進 17番 奥野 泰美智 18番 尾倉 加三

19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博 21番 松根 豊春 22番 矢野 秀樹

23番 中村 眞一 24番 大下 治三 25番 藤井 静博

27番 村田 安行 28番 平尾 長正 29番 古田 俊策

31番 三村 訓章 32番 中畑 栄 33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (5名)

1番 藤堂 孝雄 9番 椰野 保博 13番 下澤 繁道

26番 尾上 進 30番 立岩 新吉

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男 次 長 石丸 校寛

係 長 橋本 浩司 主 査 奥 浩二

主 査 武智 良枝 主 任 泉 弘明

6. 報告事項

報告第10号 使用貸借権の解約について 1件

報告第11号 許可又は受理の取消願について 1件

報告第12号 非農地証明願について 1件

報告第13号 農地法第3条の3規定による届出について 3件

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 5 件
報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 6 件

7. 議案及び結果

議案第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 2 件
議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件
議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件

事務局長

おはようございます。出席予定委員がお揃いになりましたので、平成 30 年第 3 回東部農業委員会総会を開催したいと思っております。33 名中 28 名の出席で、定足数には達しておりますことをご報告いたします。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。
それでは以降の進行を、井手尾会長、よろしく願いいたします。

議長

ただ今より平成 30 年第 3 回総会を開会いたします。報告第 10 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 3 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。
平成 30 年 3 月 9 日
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 10 号 使用貸借権の解約について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 11 号 許可又は受理の取消願について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 12 号 非農地証明願について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 規定による届出について
<第 1 ～ 3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3 件ご報告いたします。

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

<第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5 件ご報告いたします。

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、6 件ご報告いたします。

議長

ただ今、報告第 10 号から 15 号まで報告がありましたが、本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
<第 1, 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご審議お願いいたします。

議長

では、地元委員の補足説明をお願いします。

尾倉委員

第 1 項については、借受人の死亡によるものです。相続人 12 名の方と貸渡人との合意解約ができています。第 2 項の解約理由は、貸渡人が半分取り、残りを売買するため、いずれも問題はありません。

議長

ただ今の説明等に関して何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第 12 号につきましては、受理することといたします。

続きまして議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、審議に入ります前に本議案の当事者になっている黒崎委員は、一時、退席をお願いします。

(黒崎委員退席)

議長

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
<第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3 件ご審議お願いいたします。

議長 それでは今回、現地調査を行っていただいた、第 1 項及び第 2 項 門司区
大字柄杓田 地区担当の村上委員、第 3 項 小倉南区大字朽網地区 担当の川
江委員、報告をお願いします。

村上委員 第 1 項、第 2 項とも、農地利用上も、周辺への影響等も問題はありません。

川江委員 事務局の説明のとおりで、受理して問題はないと思われま

議長 ただ今の説明等に関して何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第 13 号につきましては、許可と決定い
たします。では、黒崎委員 入室をお願いします。

(黒崎委員入室、着席)

議長 続きまして議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長 それでは、今月担当の第 2 調査委員会 大川調査長からご報告をお願い
します。

調査長 先ほど行われました調査会で問題はないという結論に達したことを、報
告いたします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第 14 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、20 番 黒崎委員と 21 番 松根委員です。よろしくお願いいたします。

最後に私からお願いですが、事務局で購入した「委員必携 農地・農業の法律相談ハンドブック」については、事務局のほうで参考になりそうな項目を抜粋して全委員に配布してください。

次回総会日時については次第にもありますが、1 年分の計画をお渡ししています、変更はほとんどございませんので、そちらでも予定に入れておいてください。

他にご意見等ないようですので、これで第 3 回総会を終了いたします。お疲れさまでした。